

令和6年3月29日(予定)から 都市再生特別措置法に基づく届出制度が始まります

西東京市では、安全で快適な利便性の高い生活を実現する都市構造の構築を目指すため、新たな「西東京市都市計画マスタープラン」について、目指すべき都市の将来像を実現し、施策や方針の実効性を高める戦略的ツールとして立地適正化計画を含めた計画として令和6年3月29日に改定を予定しています。

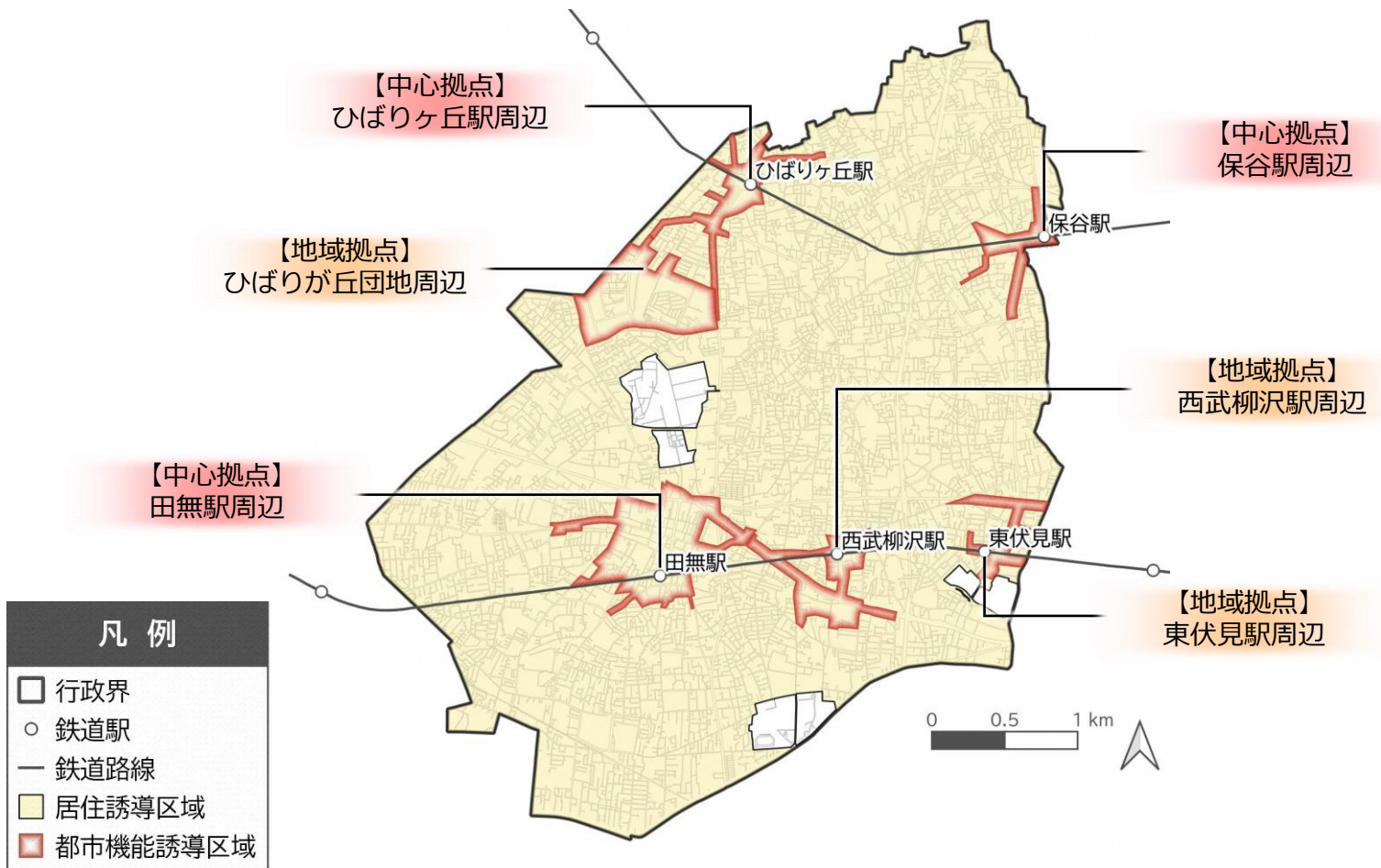
都市計画マスタープラン（立地適正化計画含む）の公表により、都市再生特別措置法に基づく届出が始まります。

- 対象となる行為
- ① 居住誘導区域**外**での一定規模の住宅の建築目的の開発・建築等行為
 - ② 都市機能誘導区域**外**での誘導施設の開発・建築等行為
 - ③ 都市機能誘導区域**内**での誘導施設の休止または廃止

▶ 行為着工までの**30日前**までに届出が必要となります

※ 詳細は裏面を参照してください。

対象区域(居住誘導区域・都市機能誘導区域)



対象となる施設(誘導施設)

● : 誘導型 ◆ : 維持型

機能	対象施設	中心拠点			地域拠点		
		田無駅周辺	ひばりヶ丘駅周辺	保谷駅周辺	東伏見駅周辺	西武柳沢駅周辺	ひばりが丘団地周辺
商業	ショッピングセンター	◆	◆	●			◆
	スーパーマーケット	●	●	◆	●	●	◆
金融	銀行	◆	◆	◆	◆	◆	

※ 区域や対象となる施設の詳細は 都市計画課にお問い合わせください。
 ※ 計画の策定に合わせて、詳細についてはホームページにも掲載予定です。

届出の対象となる行為・提出書類

① 居住誘導区域外での一定規模の住宅の建築目的の開発・建築等行為

開発行為	建築等行為
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ◆ 1戸または2戸住宅の建築目的の開発行為で、規模が1,000㎡以上のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ◆ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 届出書※ ◆ 提出部数：2部 ◆ 添付図書 ① 位置図 ② 設計図 ③ その他参考となる事項を記載した図面 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 届出書※ ◆ 提出部数：2部 ◆ 添付図書 ① 配置図 ② 住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図 ③ その他参考となる事項を記載した図面

② 都市機能誘導区域外での誘導施設の開発・建築等行為

開発行為	建築等行為
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行う場合 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ◆ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ◆ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 届出書※ ◆ 提出部数：2部 ◆ 添付図書 ① 位置図 ② 設計図 ③ その他参考となる事項を記載した図面 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 届出書※ ◆ 提出部数：2部 ◆ 添付図書 ① 配置図 ② 住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図 ③ その他参考となる事項を記載した図面

◆ 対象となる施設

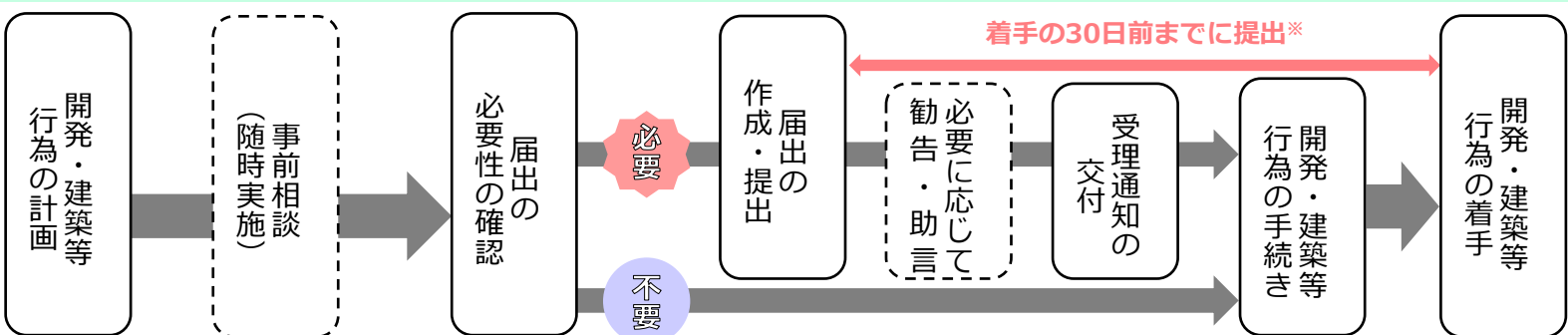
機能	施設名称	定義	対象となる拠点
商業	ショッピングセンター	・ 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗のうち、店舗面積3,000㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設を含む）	中心拠点：田無駅周辺、ひばりヶ丘駅周辺、保谷駅周辺 地域拠点：ひばりが丘団地周辺
	スーパーマーケット	・ 生鮮食料品を中心に、日用品等を販売している商業施設（店舗面積1,000㎡を超えるもの）	全拠点
金融	銀行	・ 銀行法第2条第1項に規定する銀行	中心拠点：田無駅周辺、ひばりヶ丘駅周辺、保谷駅周辺 地域拠点：東伏見駅周辺、西武柳沢駅周辺

③ 都市機能誘導区域内での誘導施設の休止または廃止

休廃止 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 都市機能誘導区域内の誘導施設を休止または廃止しようとする場合 休止：施設の再開の意思がある場合 廃止：施設の再開の意思がない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 届出書※ ◆ 添付図書（原則不要）
---	--

※ 届出書の様式については、3月中旬までにホームページに掲載予定です。

届出の流れ



※ 令和6年4月中に着手予定の開発・建築等を予定されている場合は、都市計画課までご相談ください。

西東京市まちづくり部都市計画課

お問い合わせ

TEL : 042-438-4050

E-mail:toshikei@city.nishitokyo.lg.jp